

第6章 プランの推進体制

このプランは、圏域のすべての住民が健康を享受し、安心して暮らし続けていくため、保健・医療・福祉の関連分野にわたる地域の総合計画となるものです。

プランの推進にあたっては、保健所及び市等の行政機関、病院や診療所、医師会等の関係機関・団体、企業、住民等がそれぞれの役割を確認しながら、相互に連携協力していくことが必要です。

第1節 プラン推進における保健所の役割

保健所の機能

- 保健所は、「地域保健法」第5条に基づき、都道府県、指定都市、中核市、その他政令市及び特別区が設置しており、所管区域が設定されています。多摩地域の都保健所は、「地域保健法」の改正に伴って、これまで平成9年及び平成16年に再編され、二次保健医療圏の総合的な保健医療戦略拠点として整備されました。
- 「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（最終改正：令和5年3月27日 厚生労働省告示第86号）では、保健所の7つの機能を掲げています。保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点としてこれらの機能を強化して活動を進めています。

保健所の七つの機能	①	健康なまちづくりの推進
	②	専門的かつ技術的業務の推進
	③	情報の収集、整理及び活用の推進
	④	調査及び研究等の推進
	⑤	市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整の推進
	⑥	地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化
	⑦	企画及び調整の機能の強化

プラン推進と保健所の役割

- プランの推進にあたって、保健所は上記の7つの機能の強化を図り、市及び関係機関・団体等と連携し、個々の地域保健医療の課題解決に向けた取組を推進します。
- 保健所は、市及び関係機関・団体等と連携し、関係者間の情報共有と相互理解を進めながら、プランに掲げた目標の実現に努めるとともに、圏域における重点課題については「課題別地域保健医

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

療推進プラン」を設定し、市及び関係機関・団体等と連携して取り組みます。

○ 保健所は、医療連携体制の構築や地域包括ケアシステムを中心とした在宅療養体制を推進します。また、生活習慣病予防対策、こころの健康づくり、自殺総合対策、子供や高齢者、障害者への虐待防止対策、障害者施策及びフレイル対策、さらには監視業務を通じた健康危機管理対策等の保健・医療・福祉に関連する様々な取組を一体的・総合的に推進します。

○ 保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーションを行います。また、健康危機発生時においても健康づくりなどの地域住民に不可欠な保健施策を提供し続けるため、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進します。

○ 保健所は、圏域の各市が保健医療政策区市町村包括補助事業等を活用し、充実した地域保健医療事業を展開できるよう支援するとともに、地域保健を担う人材の育成を推進します。

第2節 プランに関わる多様な推進主体

市の役割

○ 市は、住民の日常生活を支える健康づくりの推進や疾病の予防、初期救急医療体制の整備、介護・高齢・障害サービスの提供など、住民に身近な行政機関として、地域の実情に応じた一次保健医療圏の体制を構築していきます。

○ 市は、市ごとに策定している保健・医療・福祉分野における様々な計画に基づき、住民や関係機関・団体等との連携を図り、健康増進、次世代育成、障害者福祉・フレイル対策等の具体的施策を推進し、保健・医療・福祉に関連する様々な取組を一体的・総合的に展開することにより、健康なまちづくりを推進します。

○ 市は、都の医療保健政策区市町村包括補助事業等を活用し、保健・医療・福祉施策を推進するとともに、ソーシャルキャピタルとの協働により、各市における保健医療人材の育成と健康づくりの基盤整備を推進します。

医療機関等の役割

○ 限りある地域医療資源の中で、質の高い医療サービスを提供し続けるためには、住民自らが地域医療を支え、守るという意識を持つとともに、病院相互間、病院と診療所間及び診療所相互間の連携・協働が必要です。

- 病院は、住民のニーズに応じた適切な医療サービスを提供できるよう医療機能の充実を図るとともに、地域の医療機関や薬局等との機能分担と連携を進めます。また、住民・患者の医療機関選択や病院・診療所等との連携にも役立つよう、医療情報ネット（ナビイ）や東京都医療機関案内サービス「ひまわり」及び各病院のホームページ等を活用し、病院の医療機能情報に関する情報の提供に努めます。
- 一般診療所・歯科診療所、薬局は、かかりつけ医・かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局として地域医療の役割を担います。また、医療のみならず、訪問看護ステーションや地域包括支援センター等の福祉サービス部門と協働・連携し、在宅医療を支える関係者との連携を推進します。

関係機関・団体の役割

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等の保健医療関係団体や社会福祉協議会、民生・児童委員協議会等の福祉関係団体、食品衛生協会、環境衛生協会等の生活環境関係団体、さらには地域コミュニティの基盤となる自治会・町内会等は、各々の設置目的に基づく独自の活動はもとより、母子保健、予防接種、救急医療、災害対策等、保健所や市等が実施する各種事業に協力します。
- また、これらの団体は、地域の保健・医療・福祉の充実のため、人材の育成や資質の向上に努めるとともに、各々の設置目的に基づく独自の活動を推進し、行政など地域の取組への積極的な協力や専門的見地からの助言を行います。

医療保険者の役割

- 高齢化の進展に伴い、後期高齢者医療費は今後も高い伸びを示す見込みです。こうした中で、死亡原因の中でも大きな割合を占めるがんや生活習慣病等の発症予防、早期発見・早期治療に加えて、重症化予防への対策を行うことにより医療費を適正な水準に保つことが重要です。
- 保険者は、「特定健診等実施計画」で具体的な実施方法や目標を定め、積極的に受診勧奨を行うとともに、受診しやすい環境を整備します。また、医療レセプトや特定健康診査等のデータ分析に基づくデータヘルス計画を策定し、効果的・効率的な保健指導を行います。また、後発医薬品の使用促進や医薬品の適正使用、医療機関等の適切な受診に関する普及啓発を行うなど、医療費を適正な水準に保つための取組を実施します。

住民の役割

- 少子高齢化の進展に伴い、住民の保健医療ニーズが多様化・複雑化する一方で、インターネット等の普及に伴う情報社会の進展や医療技術の目覚ましい進歩により、保健医療に関する様々な情報が氾濫しています。こうした中で、利用者本位の保健医療を実現していくためには、住民一人ひと

第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
地域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料

りが保健医療サービスの単なる受け手ではなく主役であるという自覚を持ち、保健や医療に対して主体的かつ積極的に関わることが必要です。

- 住民は、過剰な情報に振り回されることなく、インターネットなどの様々なツールを活用し、医療や保健の分野で自分にとって必要かつ適切な情報の収集に努めます。そして、がんや糖尿病を始めとする生活習慣病が増加する中で、予防の観点から食生活や運動などライフスタイルの改善に努めます。また、積極的に健康診断を受診するなど、自らの健康を守るとともに、維持・増進に努めます。

- さらに住民は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局など、身近な地域の医療資源を活用することによって、自らの健康状態や疾病について理解し、より適切な保健医療サービスが受けられるように努めます。

第3節 プランの推進

プランの周知と共有

- 保健所は、プランを市及び関係機関・団体等へ配布するとともに、保健所ホームページに掲載することにより、多くの人がプランの趣旨及び目的を共有できるように周知します。また、市及び関係機関・団体等は、住民及び関係者等に広報紙・誌やホームページ等を通じてプランを周知します。
- 保健所は、プランの内容、取組状況等を保健所のホームページや関係機関の会議等を通じて情報提供することにより、市及び関係機関・団体、住民及び関係者等と情報を相互に共有します。

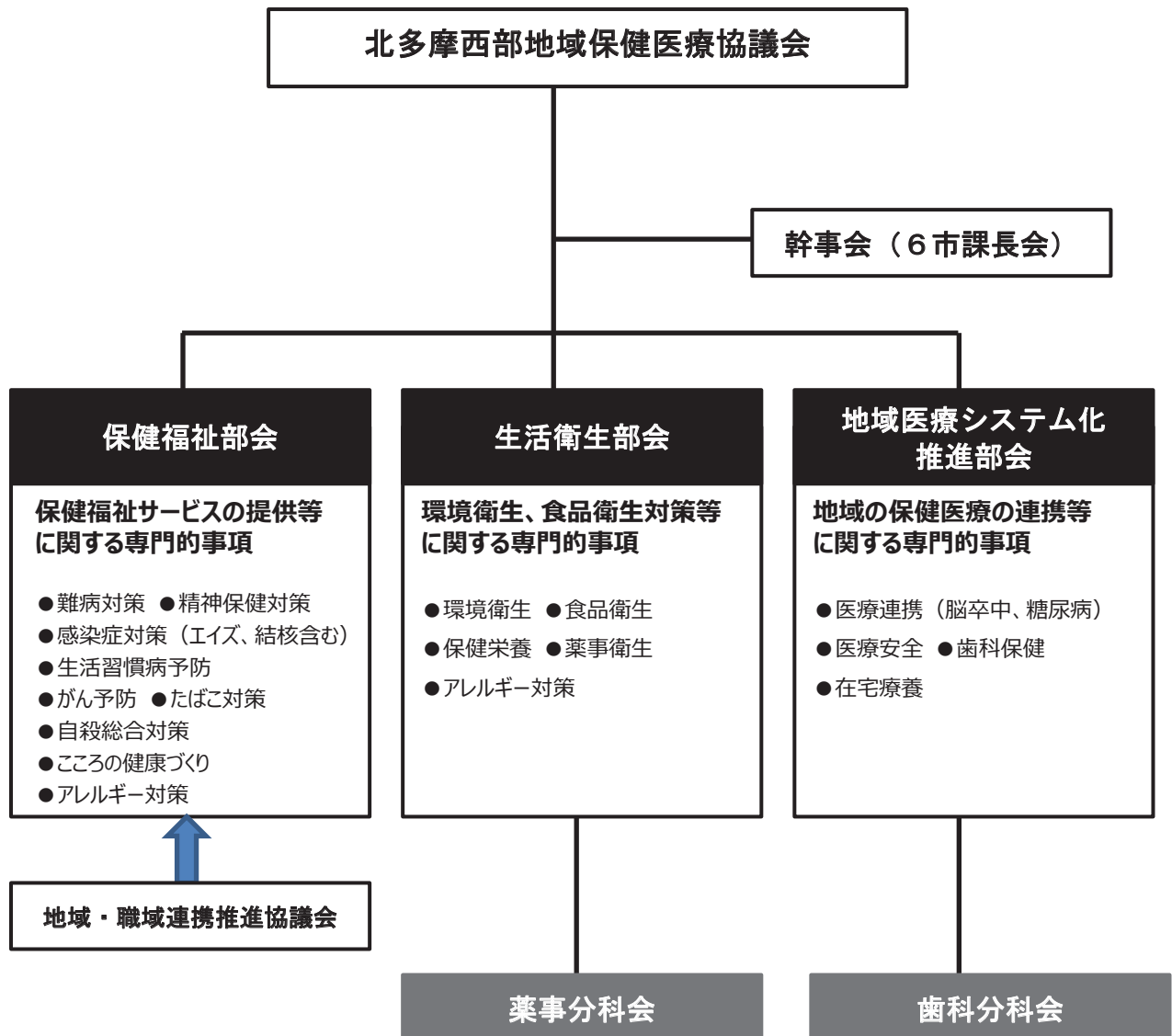
プランの推進体制

- 保健所及び市等の行政機関、保健・医療・福祉の関係機関・団体、企業、住民等は、各々が役割を十分に果たすことができるよう、関係者間の相互理解、問題意識及び情報を共有し、相互に緊密な連携と協力を図りながら、プランを推進します。
- 保健所及び市等の行政機関、保健・医療・福祉の関係機関・団体、企業等は、住民との連携と協働を図るため、関係会議等への住民参加を積極的に推進し、プランの具体的な取組に関する協働の場を充実させ、住民の自主的な活動を支援します。
- プランは、市、関係機関・団体、学識経験者、住民の代表等及び保健所から構成される「北多摩西部地域保健医療協議会」（以下「協議会」という。）及び協議会の下に設置した「保健福祉部会」、「生活衛生部会」、「地域医療システム化推進部会」（以下「3部会」という。）で検討・策定します。

プランの進行管理

- プランを着実かつ円滑に推進していくためには、プランの取組状況を定期的に把握し、評価・検証することが必要です。圏域の現状と課題を踏まえて設定した 19 の重点プランと 21 の指標の進捗状況について、計画期間の中間年度（令和8年度（2026年度））に中間評価を実施し、評価結果を踏まえて、必要に応じて重点プランや指標の見直しを行います。また、最終年度（令和11年度（2029年度））に最終評価を実施し、評価結果を次期プランに反映させます。
- プランの進行管理は、協議会と3部会で実施します。また、会議の開催予定や開催結果については、保健所のホームページ等により、広く住民や関係機関・団体等に公表します。

【協議会の会議体系】



第1部

第1章
地域保健医療推進
プランについて第2章
圏域の保健医療の
現状

第2部

第1章
健康づくりと保健
医療体制の推進第2章
高齢者及び障害者
施策の推進第3章
健康危機管理体制
の推進第4章
災害時公衆衛生の
体制整備の推進第5章
地域保健医療人材
の育成第6章
プランの推進体制重点プラン及び
指標

参考資料